

香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度説明書（平成30年度）

1 香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度の目的

災害が発生した際、企業がその活動を停滞させることは、地域経済や雇用に大きな影響を及ぼします。そのため、あらかじめ緊急非常事態における事業継続のための方法、手段を取り決め、日頃から確認しておくことが重要です。

とりわけ、地域に根差した事業活動を行っている中小企業の事業の継続は、地域産業の安定・継続の観点から極めて重要です。さらには、本県の中小企業が事業を継続することにより、本県よりも被害が大きいことが想定される他県への応援も可能になります。

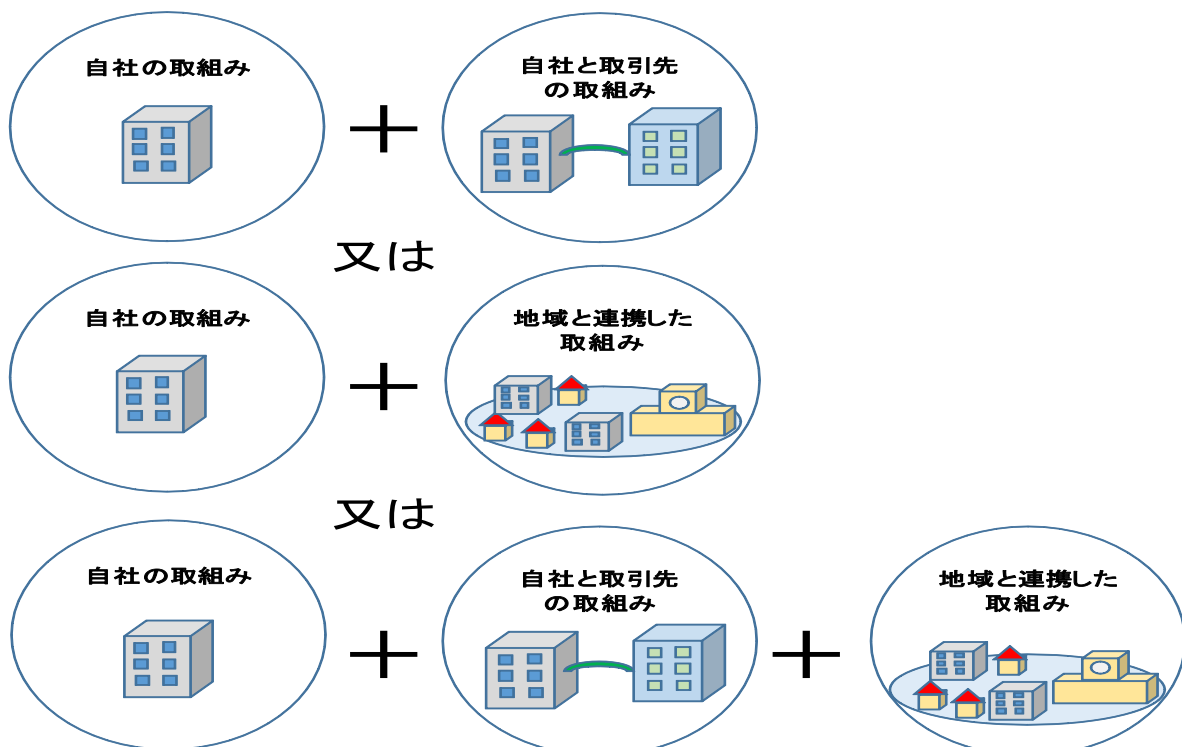
香川県では、災害等不測の事態が発生しても事業を継続するための経営者と従業員が知恵を出し合う優れた取組みや取引先や地域と連携した取組みをより一層促進し、環境変化に強い企業や地域を作ることを目的として、「香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度」を平成28年度より運用しています。

2 香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度のコンセプト

自社の取組みだけでなく、取引先等の他社や地域と連携した取組みを促進し、環境の変化に強い企業・地域を作る。

3 認定基準

2のコンセプトに従って、「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」、「自社の取組み」＋「地域と連携した取組み」又は「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」＋「地域と連携した取組み」の場合に認定を行います。



4 認定事業所への特典

(1) 香川県ホームページ等での公表

認定を受けた事業所は、香川県のホームページ等で公表します。

(2) BCP策定企業融資

事業継続のために必要な設備・運転資金について、県制度融資の「BCP策定企業融資」が利用できます。

(3) 損害保険会社からの優遇措置

香川県と包括連携協定を締結した損害保険会社から優遇措置を受けることができます。詳細は、香川県のホームページで御確認ください。

5 認定までの流れ

(1) 事業者において、申請書及び必要書類（取組み内容チェックシート、取組み内容が確認できる書類）を作成します。

(2) 事業者が、申請書及び必要書類を香川県経営支援課に提出します。

(3) 香川県経営支援課において、申請書及び必要書類を受け付け、漏れがないか確認します。

(4) 学識経験者等で組織する香川県中小企業 BCP 優良取組事業所認定審査委員会において審査を行います。書類審査及び面接審査を行います。

(5) 審査委員会の審査報告を踏まえて、県において認定の決定を行います。

(6) 認定された事業所に認定証を交付します。

6 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとします。例えば、平成31年2月28日付けで認定した場合、平成34年3月31日まで有効となります。

認定の更新を行う場合は、有効期間の終了する直近の審査委員会前に改めて申請し、審査を受けるものとします。

7 評価項目一覧

「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」、「自社の取組み」＋「地域と連携した取組み」又は「自社の取組み」＋「自社と取引先の取組み」＋「地域と連携した取組み」の場合に認定を行います。

番号	評価項目
自社の取組み（①～⑦のすべて）	
①	地域及び事業所の被害想定
②	災害対応を行うスペースの確保、建物の耐震性の把握
③	不特定多数の来訪者がある建物についての耐震性（該当の場合のみ）
④	必要な備蓄品を最低限備蓄
⑤	事業継続の基本方針
⑥	中核事業及び重要業務の選定

⑦	中核事業の目標復旧時間
⑧	従業員及び従業員の家族の安否確認方法
⑨	災害時の対応体制、BCP 発動基準と指揮命令系統
⑩	情報システム、データ等のバックアップ
⑪	災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリスト
⑫	従業員の防災や事業継続の意識・知識の向上
⑬	人づくりにかかる任意の取組み
⑭	定期的な訓練
⑮	BCP の定期的な見直し
⑯	BCP の運用をチェックする体制（事業継続に取り組む組織体制）
⑰	経営者の BCP の必要性の認識
自社と取引先の取組み（⑱、⑲のいずれか、又は両方）	
⑱	取引先との協議
⑲	代替対策の策定
地域と連携した取組み	
⑳	地域貢献・地域連携にかかる任意の取組み

8 各評価項目の内容

<自社の取組み> ①～⑰のすべて

①地域及び事業所の被害想定

事業所が所在する地域にどのような被害が及ぶかを把握するために、地震による揺れの強さや津波による浸水の有無などの情報を確認します。

市町や県が公表している最新の被害想定やハザードマップを参照して、事業所周辺地域で想定される大規模な災害をピックアップしてください。想定される災害ごとに、ライフラインの遮断日数や事業所の建物や関連施設などが受ける被害を具体的に想定してください。

具体的な被害の想定にあたっては、ハザードマップなどに、事業所の関連情報（拠点、代替拠点、協力会社、従業員住居、参集ルート、資材調達ルートなど）をプロットしてください。

[参考となる資料]

かがわ防災 Web ポータル <http://www.bousai-kagawa.jp>

- ・地震・津波被害想定
- ・ハザードマップ

震度分布図、液状化危険度予測図、津波浸水想定図、

土砂災害危険箇所図、土砂災害警戒区域等、ため池ハザードマップ 等

市町が作成しているハザードマップは、各市町のホームページ等で御確認ください。

②災害対応を行うスペースの確保、建物の耐震性の把握

災害等の発生時には、事業所内及び周囲の情報を集めて対応策を検討、決定し、従業員への

迅速な指示を出したり、取引先と早急に連絡を取るための、対応拠点（スペース）の確保が必要となります。

対応拠点は、地震や津波による建物や周辺の被害、ライフラインの途絶などの理由で使えない場合などを想定し、代替対応拠点を定めておくことも必要です。

③不特定多数の来訪者がある建物の耐震性（該当の場合のみ）

不特定多数の来訪者がある建物については、従業員の安全確保とあわせて、来訪者の安全を確保するための対策を講じておくことが必要です。

建物の耐震性を確保できていない場合、耐震化工事や建て替えを行うためには、費用と時間がかかりますので、それまでの間は、少しでも危険性を軽減するための対策として、身を守るスペースの確保、建物の外に避難する避難経路の確保などの対策を実施してください。

④必要な備蓄品を最低限備蓄

災害発生直後に事業所から帰宅しようとする、津波や火災に巻き込まれる可能性もあるので、一定期間、事業所内など安全な場所で留まる必要があります。

一定期間、従業員や来訪者が、事業所内で生活するのに必要な水や食糧、毛布などが必要になります。また、備蓄量については、従業員や来訪者が最大となる人数の場合や、留まる必要がある日数、さらには復旧活動にあたる人員を考慮して検討します。

なお、備蓄は店舗在庫でも可能です。

[参考となる資料]

東京都防災ホームページ（帰宅困難者対策）

http://www.bousai.metro.tokyo.jp/kitaku_portal/1000672/1000679.html

東京都帰宅困難者対策条例では、3日分の水・食料・その他必要物資の備蓄が事業者の努力義務となっています。

備蓄の目安

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- ① 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- ② 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- ③ 毛布については、1人当たり1枚
- ④ その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- ①水：ペットボトル入り飲料水
- ②主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
- ③その他の物資（特に必要性が高いもの）
毛布やそれに類する保温シート、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、敷物（ビニールシート等）、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、救急医療薬品類

⑤事業継続の基本方針

「何のために BCP を策定するのか」「BCP を策定することにどのような意味合いがあるのか」を検討し、例えば事業を継続させるために「人命（従業員・来訪者）の安全を守る」、事業を継続することで「供給責任を果たし、顧客からの信用を守る」、同じく事業を継続することで「従業員の雇用を守る」などの基本方針を決めます。

基本方針は、BCP 策定に際しての基本的な枠組みを決定する部分で、経営トップの関与が重要になります。基本方針は、BCP 策定のプロジェクトの途中で迷った際の指針になります。また、経営トップの意思表示があることで、事業所全体の協力が得られるようになります。

⑥中核事業及び重要業務の選定

緊急時は、人材や設備、原材料等の確保が難しいため、優先して継続・復旧すべき事業や業務を絞り込んでおきます。

〔参考例〕中核事業の選定

事業名	評価要素			重みづけ (経営判断)	総合
	売上への影響	取引先への影響	社会的な影響		
A	○	○	△	△	△
B	○	◎	○	○	◎
C	◎	△	×	○	○

評価記号 ◎：最重要 ○：重要 △：考慮 ×：なし



中核事業 = B	
理由	Bは社内在庫も少なく、供給停止は取引先の業務に大きく影響する。また、取引先は当社の重要顧客であり、長期にわたる関係を重視するとの経営判断も考慮した。

(高知県「東日本大震災に学ぶ南海地震に備える企業のBCP(事業継続計画)策定のための手引き」より)

⑦中核事業の目標復旧時間

中核事業を復旧させるまでの期限の目安となる目標復旧時間を決めておきます。目標復旧時間を決めるに当たっては、「中核事業に関わる取引先と事前に調整して決める」「中核事業の停止による収入途絶等の損害に事業者又は事業所が耐えられる期間に基づいて決める」の2点を考慮します。

⑧従業員及び従業員の家族の安否確認方法

災害等の発生時には、事業継続のための人員確保の観点からもできるだけ速やかに従業員の安否を確認することが必要です。あらかじめ従業員との連絡手段を確保しておきます。

また、従業員の家族の安否が不明な状態では、従業員が業務に復帰できないため、従業員本人はもちろん、従業員の家族の安否も確認することが必要です。従業員はあらかじめ家族と話

し合って、災害用伝言ダイヤル 171、携帯電話災害用伝言板サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の連絡手段を複数確保しておく必要があります。

⑨災害時の対応体制、BCP 発動基準と指揮命令系統

緊急時の対応には、初動対応、復旧のための活動等、様々なものがありますが、最低限そうした事業者又は事業所全体の対応に関する重要な意思決定及びその指揮命令を行う統括責任者を取り決めておくことが重要となります。また、統括責任者が不在の場合や被災する場合がありますので、代理責任者も決めておく必要があります。

役割の例としては、統括責任者、顧客・協力会社担当、事業資源担当、財務担当、従業員支援担当等があげられます。

BCP 発動基準は、震度や気象警報といった外部情報、事業所内や取引先の被害状況に基づき、経営トップが判断します。例えば、気象庁「震度と揺れ等の状況」によると、震度 6 弱の地震が発生した場合には、「固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。」とありますので、事業所においても、何らかの被害が想定されます。

⑩情報システム、データ等のバックアップ

重要業務の継続に不可欠な取引先との記録や連絡先、自社の財務や経理に関する情報は、電子データ化や複製などでバックアップを取り、同時に被災しない場所に保存・保管しておくことが必要です。

[情報のバックアップ実施におけるポイント]

- ・重要業務に必須となる情報は何かを把握する
- ・電子・紙データの複製の保管場所を決定する
- ・情報のバックアップを取る頻度等を決定する
- ・非常用電源や回線等の二重化対策を検討し、必要であれば導入する

(中小企業庁「中小企業 BCP 策定運用指針第 2 版」より)

⑪災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリスト

顧客や協力会社、取引先と速やかに連絡を取り、自社の被害状況や復旧見込み、また必要な資機材や支援要請などを伝えることは、事業の継続や速やかな復旧のために必要です。

⑫従業員の防災や事業継続の意識・知識の向上

BCP は、緊急事態になった時に従業員が BCP を有効に活用し、適切な対応ができるよう準備しておくことで初めて意味を成します。

従業員に BCP の内容や BCP の重要性を理解してもらうために、事業所内における教育活動を実施することが重要となります。

⑬人づくりにかかる任意の取組み

従業員教育や従業員とのコミュニケーションにおいて、積極的に BCP を取り入れることは、

従業員のBCPに対する意識の向上に有用と考えられます。

⑭定期的な訓練

研修会等による知識の習得と同時に、定期的に訓練を実施し、災害発生時にとるべき行動を全ての従業員が身に付けておくことが必要です。

また、訓練で、「うまくいかない点」を抽出し、その対応策を考えることがBCPの改善につながります。

〔訓練例〕

・机上訓練

策定したBCPの手順に従って、議論形式でメンバーごとの役割を確認し、実際に活動できるかどうかを検討するもの

・電話連絡網・緊急時通報の演習

・代替施設への移動訓練

・バックアップしているデータを取り出す訓練

・BCP全体を通して行う訓練（総合訓練）

（中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」より）

また、香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構では、企業の危機管理に係るシミュレーターを使った訓練体験ができます。この訓練システムは、3次元バーチャルリアリティを用いて想定を超える災害状況を再現し、訓練体験者がその危機的な状況の中で状況判断して意思決定を行い、行動を起こすという一連の訓練を経て実践力の習得を目指すものです。訓練の様子を撮影した動画を自社に持ち帰り、自社の訓練に活かすこともできます。体験は無料です。

詳しくは香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構のホームページをご覧ください。

http://www.kagawa-u.ac.jp/iecms/kunren_sisetsu/

⑮BCPの定期的な見直し

事業継続の取組みは、BCPを策定して終わりではなく、常にBCPの内容を事業者及び事業所の現状に見合ったものとしておくために、計画・手順が機能するか実効性を検証し、改善する取組みが必要です。

⑯BCPの運用をチェックする体制（事業継続に取り組む組織体制）

担当組織を置き、日頃からBCPの運用をチェックすることが必要です。小規模企業の場合は、担当組織を置かず、全員参加型の会議等により、BCPの運用をチェックしていくことでも構いません。

⑰経営者のBCPの必要性の認識

経営者又は経営層の方が、BCPについて自ら熟知していることが、非常に重要です。

面接審査の際は、経営者又は経営層の方にお話を伺い、BCPについて熟知しているか、BCPの策定や運用、見直しにおいて、リーダーシップを取られているかどうかを確認します。

<自社と取引先の取組み> ⑩、⑪のいずれか又は両方

⑩取引先との協議

緊急時の事業継続には、取引先企業や協力企業との連携が重要になります。中核事業や復旧にかかる時間などを事前に協議しておきます。

⑪代替対策の策定

事業所の被害の状況により、現地での復旧が難しくなる場合や、通常の調達先からの商品・部品等の調達が難しくなる場合があることを考慮し、通常とは異なる工場で商品を生産したり、通常とは異なる調達先から商品・部品を調達する等、あらかじめ代替方法を決めておく必要があります。

[製造業の場合の施設・設備の代替確保方法の例]

- ・同一の機能をもつ施設を協力会社等に所有し、併行で操業しておく方法
- ・回復用の作業施設と設備類を保持する方法
- ・回復用の作業場所のみ確保（または、確保すべき場所を具体的に想定）しておき、設備は購入やリース等により確保する方法
- ・他製品の製造施設・設備を一時的に転用する方法
- ・回復用の作業場所（場合によっては設備も含む）を、同業組合等を通して、他社と提供し合えるように協定を締結しておく方法
- ・違う場所において新たに施設を建設する方法

（中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針第2版」より）

<地域と連携した取組み>

⑫地域貢献・地域連携にかかる任意の取組み

自社が単体で防災やBCPに熱心に取り組んでも、災害時には事業所が立地する地域の他の企業や、他の組織との連携なしには、自社の業務の継続・復旧もはかどらないという限界があります。

企業にとって地域と連携した取組みのメリットは、自社の従業員の安全確保や事業継続の実効性の向上にあります。また、各事業所が単体で非常用発電機や食料、水、仮設トイレ、医薬品等の備蓄を行う場合に比べ、地域で連携した場合には、全体として効率的な投資が可能となります。

例えば、所有する土地や施設を自主防災組織の資機材保管庫などとして提供したり、地域と連携した防災に関する学習会や訓練に参加する等が考えられます。

[地域と連携した取組み事例]

■ドラッグストア（静岡県）の取組み

店舗が所在する自治会からの要請を受け、医薬品や食料品などを災害時に救援物資として提供する防災協定を締結。当地区は、静岡県内でも東海地震の被害の度合いが極めて高い地域で

あり、被災によるけが人の発生も完全には避けられない状況にある中で、地域住民にとって心強い地元店舗からのバックアップとなっている。

■自動車部品等製造工場（静岡県）の取組み

近隣の特別養護老人ホームとの間で、特別養護老人ホームが被災した場合、工場の従業員が駆けつけて救助活動をする「災害活動応援協定」を締結。この協定を結んでから、毎年11月初旬に協働で防災訓練を実施してきた。工場の社員は、特別養護老人ホームに入所している車椅子の方々との訓練を通し、救助方法を学ぶなかで、普段の仕事に対する安全意識も高くなっている。

（静岡県地震防災センターホームページ 事業所の実績事例より）

9 申請方法

（1）申請に必要な書類

- ①認定申請書（様式第1号）
- ②取組み内容チェックシート
- ③取組みの内容が確認できる書類

※取引先や個人情報については、黒塗りや空欄にして特定されないようにしたうえで提出
いただいて結構です。また、書類が膨大な量となる場合は、抜粋していただいて結構です。

なお、取得した「個人情報」や「事業活動に関する情報」は、香川県情報公開条例第7条第1号及び第2号の非開示情報に該当しない場合を除いて、開示しません。また、その他関係法令に従い厳正に管理するものとします（香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度実施要綱第11条）。

- ④直近1か月以内に発行された県税の納税証明書

使用目的：香川県入札参加資格審査申請

証明書の種類：全税目（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納のない旨の証明

※①～④をまとめて提出してください。

（2）申込み期間

平成30年10月1日（月）から平成30年12月28日（金）までとします（必着）。

（3）申請書類の提出先・お問合せ先

〒760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ

電話番号 087-832-3345

e-mail keiei@pref.kagawa.lg.jp

（4）認定スケジュール

平成30年度の認定は平成31年2月頃行う予定です。